

# ぎふセンターだより

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市数田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F  
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011  
URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



2020年冬

No. 77

## withコロナ・afterコロナにおける生活衛生営業

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長  
岐阜県生活衛生同業組合連合会長  
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年、全世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民の生活に大きな影響を及ぼしています。リモートワーク、教育環境、ショッピング、食生活等々、ありとあらゆる分野で様々な変化が生じています。

また、現状、感染症拡大防止対策と経済活動の活発化については、先行き不透明な状況にあります。

おそらく、今後は、社会や周りの生活がコロナ前に戻るとは考えられません。人々の価値観や行動意識が変化し、社会の風潮も大きく変わるものと予想されます。好むと好まざるとにかかわらず「新しい生活様式」を取り入れ、コロナと共生した生活と経済活動をしていかねばならない時代となるのではないのでしょうか。

このような中であって、我々生衛業関係者にとりましては、社会の変化に如何に適応していくかが肝要であると考えます。これまでの日常や当たり前が通用しない時代となり、ついつい凝り固まった業界の常識や、固定観念にとらわれて、頑に変革を拒めば最悪の場合、倒産や廃業といったことにもなりかねません。

今、生衛業はコロナ禍の中、非常に厳しい環境下にあり、多くの問題・課題を抱え、危機的な状況にあるとも言えます。

この苦境を乗り越えるためには、本業に限らず、異業種や社会全体が刻一刻と変化している状況に対し、全方位的にアンテナを張り巡らしながら、今後の世情を敏感に感じ取り、対応していかねばなりません。

また、この時期だからこそ、山積みした問題・課題と向き合い、経営の在り方・戦略を必要があれば一から見直すなど、この苦境(ピンチ)をチャンスと捉え、前向きにチャレンジしていく必要があるのではないのでしょうか。更には、社会における生衛業の存在意義、本業が国民生活に与える影響・貢献度を再認識することで、withコロナ・afterコロナの時代でも生衛業に携わる多くの店が生き残り、存続していける方策ではないかと考えます。

最後に、今年度、当指導センターとしましては、新型コロナウイルス緊急対策として、情報の積極的な提供と、経営相談を始め、融資制度や持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金等の公的支援メニューに対する生衛業者への幅広い相談に対応できる相談窓口を開設し、多くの県内生衛業者の皆様の方と力を合わせるべく相談を受け支援しているところであります。今後とも公益法人としての社会的信用の確保に努めるとともに、行政当局を始め各団体・関係機関、各生衛組合の皆様のご協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ご挨拶

岐阜県健康福祉部長 兼山 鎮也



平素より本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
このところの経済情勢を見ますと、個人消費は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛等の影響により、依然として厳しい状況が続いています。

また、今日の少子高齢化に伴う人手不足や後継者の育成、消費者ニーズの多様化への対応など、課題は複雑かつ多岐に亘っていることと存じます。

組合の皆様方には、このようなときこそ、地域に根ざした細やかなサービスをもって消費者の皆様からのより一層の信頼を得ていただくとともに、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただきたく存じます。

また、岐阜県生活衛生指導センターが実施する経営相談や講習会など各種事業を積極的にご活用いただき、今後も生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、GoToキャンペーンによる、観光や飲食を中心とした消費拡大等の効果が期待されるところでありますが、本県では、令和3年に延期となりました「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の開催を予定しております。こうした大会の開催時には、他県から多くの方が訪れることが予想されますので、食品関係営業施設や宿泊施設におかれましては、適切な衛生管理に努めていただくとともに、各業種ごとに作成された「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、3密の場(「密閉」「密集」「密接」)の回避など、感染症拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

### 「岐阜県生活衛生課」からのお知らせ

#### 【ノロウイルスによる食中毒にご注意を!】

例年、冬季にはノロウイルスを原因とする食中毒が多発する傾向があります。

ノロウイルスによる食中毒は、主に、調理者を通じた食品の汚染により発生します。

ノロウイルスは、感染力が強く、大規模な食中毒など集団発生を起こしやすいため、注意が必要です。食中毒を予防するために、正しい知識を身につけましょう。

#### ●症状

- ・主な症状は、吐き気、おう吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度です。
- ・感染しても発症しない場合や、軽い風邪のような症状の場合もあります。
- ・症状がなくなっても、長いときには1ヶ月程度ウイルスの排出が続くことがあります。

#### ●予防法

ノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、下記の対策が重要となります。

##### (1) 食品取扱者や調理器具などからの二次汚染を防止する。

- ・作業前などの手洗いを徹底する。
- ・体調管理を徹底し、下痢や風邪に似た症状があるときは、調理に従事しない。
- ・食品に直接触れる際には「使い捨て手袋」を適切に使用する。
- ・調理器具などを十分に洗浄・消毒する。

##### (2) 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱する。

- ・二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品は、中心部が85℃から90℃で90秒間以上加熱する。

※集団感染又は食中毒を疑うような場合は、速やかに医療機関にかかるとともに最寄りの保健所へご相談ください。

## 新任のご挨拶

(株)日本政策金融公庫岐阜支店長兼国民生活事業統轄

うめざわ こういち  
梅沢 光一



この度、9月1日付で日本政策金融公庫岐阜支店長(兼国民生活事業統轄)に就任しました梅沢でございます。

生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、平素は日本政策金融公庫の業務につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。岐阜県は森林、清流といった豊かな自然、歴史・伝統の宝庫、豊富な食材など魅力あふれた地域と実感しております。この岐阜県で皆さまと一緒に地域の活性化に取り組めることを大変喜ばしく思っております。生活衛生関係営業の皆さまは、地域に密着した商品やサービスを扱うなど、大切な役割を担っており、地域の活性化には、地域経済の礎を支える生活衛生関係営業の皆さまの活力の維持・向上が重要と考えております。現在、新型コロナウイルスによる影響で大変な状況ではございますが、創意工夫を行い、この難局に立ち向かわれていることと存じます。その意味では、外部環境の変化を踏まえたビジネスモデルの見直しに取り組む必要性も高まっているのではと考えております。日本政策金融公庫としても岐阜県生活衛生営業指導センター様、生活衛生組合様と連携して、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を活用したセーフティネット機能の発揮に取り組んでまいります。また、金融面での支援のほか、コロナ対応の工夫・取組事例等経営課題解決に向けた情報発信の充実を図るなどの経営サポートやコロナ禍にあっても地域に根付き、愛されてきたお店の継承が円滑になされるよう後継者問題の取組みへの支援にも力を入れてまいりますので、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、岐阜県生活衛生営業指導センター様、生活衛生組合様の益々のご発展と組合員の皆さまのご健勝をご祈念申し上げまして、新任のご挨拶とさせていただきます。

(株)日本政策金融公庫多治見支店長兼国民生活事業統轄

しば た さいこ  
芝田 彩子



この度、9月1日付で日本政策金融公庫多治見支店長兼国民生活事業統轄として着任いたしました。岐阜県は、豊かな自然に囲まれ、風情ある街並み、滋味に富む料理、古くから大切に受け継がれてきた先人の知恵や伝統文化など、魅力あふれる和の息遣いを随所に感じることができる地域であると感じています。この美しい県で勤務できることを大変嬉しく思っております。何卒、よろしく申し上げます。生活衛生関係営業の皆さまには、日ごろから公庫の業務につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞し、足元でやや持ち直しの兆しが見えてきたとはいえ、未だアフターコロナの見通しは不確かで回復の足取りは重い状況が続いています。地域に根付き、地元経済活性化のためになくはない存在である生衛業の皆さまも、感染拡大を防ぎながらいかに営業活動を継続・維持していくか、それぞれに知恵を絞りながらも、日々ご苦勞の連続だと思えます。このような環境の中で、地域経済の発展ために指導的な役割を果たしている生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合の活動は極めて重要と認識しております。日本政策金融公庫におきましても、政府系金融機関として、各事業者の皆さまを全力で支援すべく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方への資金繰り支援や経営課題の解決に役立つ情報発信などに取り組んでおります。

今後もより多くの皆さまのお役に立てるよう、一人ひとりのお客さまの声に真摯に耳を傾け、生衛業界全体の活性化に向けて尽力していく所存でございますので、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合の益々のご発展と組合員の皆さま方のご多幸とご健勝を祈念申し上げまして、新任のご挨拶とさせていただきます。

## 令和2年度生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます (敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰を受賞されました。  
受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

### 厚生労働大臣表彰(3名)

理 容 関 市 若 井 清  
飲 食 岐 阜 市 牧 野 義 春

クリーニング 本巣市 佐野 幸雄

## 岐阜県生活衛生営業指導センターから

### 経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導等に活躍していただいておりますが、本年度もこの方々を対象として、研修会を9月30日(水)、岐阜市内で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分講じて開催しました。研修内容は、次のとおりです。

#### 【生産性向上ガイドラインマニュアルについて】

#### ●生衛業においてWITHコロナで戦略的な経営手法を展開

当指導センターの樋口事務局長から生衛業における新型コロナウイルス感染症予防ポイントの説明及び「生産性&効率アップ必勝マニュアル」、「生産性&効率アップ必勝ガイド」に基づいた戦略的な経営手法について具体的に説明を行いました。出席者からは、「これからは、コロナウイルスと如何に向き合い、付き合っていくかが必要であると理解した」、「ガイドラインマニュアルチェックリストを基に経営改善を行って行きたい」などの感想が寄せられました。

#### 【最低賃金制度について】

#### ●最低賃金制度・賃金引上げに向けた支援策

ひだ経営コンサルティング丸山学氏から、最低賃金の制度について、特に、自店での支給賃金と最低賃金の比較方法について詳細な解説がありました。また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策として、業務改善助成金についての説明がありました。さらに、生産性向上を上げるためのヒントとして具体的事例の紹

介がありました。全般的に、生衛業者にとって業務に参考となる多くの点について説明をしていただきました。

#### 【生衛業の収益力の向上について】

#### ●生衛業の売れる仕組みづくりについて

(株)ネクストステージビジネスコンサルティング代表取締役鈴木昂司氏から、生衛業の売れる仕組みづくりについて講義をしていただきました。講師からは、新型コロナウイルス感染症により、今後は、生活様式、行動様式の変化に伴い消費者意識・行動も変化するものと想定される。このため、これらの変化に対応すべく、コロナ禍でも選ばれる店づくりをする必要がある。具体的には、「自店舗に興味・関心をもってもらう」、「コロナ対策の徹底」、「欲しい、買いたい、利用したい気持ちを引き出すメニュー名を付ける」、「再来店を促す顧客との関係・仕組みづくり」などの客の行動心理に合わせた店づくりをすることが肝要であるとの提言がありました。講師からの実例を交えての解説は大変解り易くよく理解できたと好評でした。



経営特別特相員研修会の様子

## 【生活衛生融資の活用について】

### ●公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務

日本政策金融公庫岐阜支店長梅沢光一氏から、衛経融資の借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点や審査の際のチェックポイント及び融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。さらに、衛経融資の推薦事務に際し、経営特別相談員が行う借入申込者に対する面接調査の仕方についての模擬面接がありました。参加者自身が模擬面接前と模擬面接後で得た資料・情報を基に、実際その場で推薦調書に記入し完成させる方法でした。

経営特別相談員にとって面接の仕方、推薦調書の作成方法を学ぶことができ、有意義な研修となりました。

## 生衛業者対応融資・助成金等利用相談会の開催

今年、全世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症の影響による未曾有の経済危機は、生衛業者の経営に大きな影響を与えました。このため、当指導センターでは、生衛業者への支援体制の一環として、標記の相談会を開催しました。

この相談会は、毎年開催している地区移動相談会を拡充して、新型コロナウイルス感染症に伴う「生衛融資」「雇用調整助成金」「持続化給付金」等の相談に対応するもので、6月から開始し「岐阜地区」「西濃地区」「中濃地区」「東濃地区」「飛騨地区」の5か所で開催しました。

期間は12月（11月、12月は岐阜地区のみ）までを予定しています。

これまでに163件（10月末現在）の相談を受けています。相談を受けた生衛業者の皆さんからは、伴走型の相談会で「大変ありがたい」とのお言葉をいただいております。



生衛業者対応融資・助成金等利用相談会の様子

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底

生活衛生関係の営業は、不特定多数の客と接する機会の多い業です。常日頃から、経営者や従業員が感染するリスクが高い商売をしているという自覚を持つことが大切です。

新型コロナウイルスに経営者、従業員が感染した場合、店を利用した多くの客に感染させ、感染拡大に繋がるというリスクがあることをしっかりと認識しなければなりません。

この観点から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、生活衛生営業を経営されている事業者の皆様は、各業種ごとに策定されている感染症拡大防止ガイドラインや岐阜県独自の「コロナ社会を生き抜く行動指針」等を参考に感染防止対策の徹底をお願いします。

(参考)

### ○「生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業(厚労省)」

事業者及びその事業所（店舗）を対象に巡回指導を実施して業種別ガイドラインの実践の徹底の促進と、一定の基準を満たした事業所（店舗）に「新型コロナウイルス感染防止対策取組店証」のポスターを交付し消費者にアピールを行う。



### ○「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー(岐阜県)」

県から、県独自の「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿って感染防止対策を実施している各事業所、店舗にステッカーが配布され、事業者は感染防止の意識を高め、利用者に安心して利用できる店であることのアピールを行う。



©岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモ #0965

# 組合だより

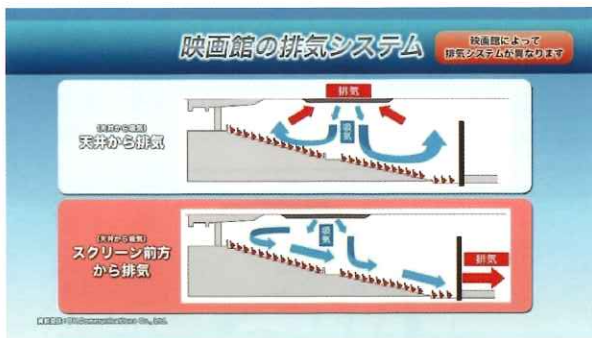


## 映画協会

### ●映画館内での換気実験の実施

映画館は、これまで興行場法に基づいた館内空調の常時換気を行うことを徹底していますが、来場者の新型コロナウイルス感染の不安を取り除き「映画館は密閉空間ではない」ということを実証すべく、専門家の指導のもと劇場内の空気の流れを可視化する実験を行いました。

実験では館内(300席)にスモークを充満させ、完全に消えるまで何分かかるかを検証。スモークはスクリーンの下からの排気口から排出され、20分後に新しい空気に入れ替わる結果となりました。この映像は「映画館に行こう!2020」キャンペーンのサイトなどで公開しています。



## クリーニング業組合

### ●「生衛業収益力向上セミナー」の開催

9月27日(日) OKBふれあい会館にて、標記セミナーを全国指導センターと共催で開催しました。

セミナーの内容は、次のとおりです。最初に「最低賃金制度及び助成金活用方法」について、ぎふ働き方改革推進支援センターの高橋様から、講演をしていただきました。続いて「紳士服プレス仕上げについて」と題し、(株)竜光の仁科様から講演をしていただきました。参加者からは「それぞれ知らないことがたくさんあり、セミナーを受けて沢山の情報を得ることができた」「今後に活かしていきたい」との感想を多くいただきました。

当組合としては、今後とも参加者にとって有意義なセミナー・講習会を継続して開催していきたいと思っております。

また本セミナーについては、開催前・当日と運営スタッフがコロナ感染防止に様々な対策・注意を払い、無事開催することができましたことに感謝します。



生衛業収益力向上セミナーの様子



## 飲食組合

### ●飛騨牛ランチクーポンについて

今般、岐阜県飲食生活衛生同業組合では、岐阜県が推進している「VISIT岐阜県」の一環として、「飛騨牛ランチクーポン」事業を開始しました。概要は次のとおりです。

- 飛騨牛の特別メニューで1人前2,900円が50%引きの1,450円となり、岐阜県民の利用が対象となります。
- 当組合加入の次の8店舗のみでの利用が可能です。  
高山市内：お食事処みかど、焼肉ろくべえ、銀風亭  
高山市平湯：お食事処あんきや、飛騨市古川：味処古川白川村：道の駅白川郷みんじゃ  
下呂市：宴蔵、舞台峠観光センター
- 希望店舗に予約し、クーポンを購入してください。  
\*<https://gifu.visit-town.com/>
- 対象期間は、令和3年2月28日までです。



## 喫茶飲食組合

### 「生衛業収益力向上セミナー」の開催

岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合におきましては、去る9月3日(木)「ルシノワかわで(岐阜市内)」において、標記セミナーを開催しました。

本セミナーでは、講師として迎えた岐阜県生活衛生営業指導センターの樋口事務局長から「収益力向上の手法」「県指導センター開設のコロナ対応各種助成金等窓口の活用」「コロナ感染防止のための業種別ガイドラインチェックシート」についての説明がありました。その後、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」「業種別ガイドラインチェックシート」「GoToイートキャンペーン」「国の補助金で実施している高齢者に優しい喫茶店事業」について、出席者全員で意見交換を行いました。併せて、「最低賃金制度」についての労働局提供のパンフレットを配布し、情報を共有しました。



生衛業収益力向上セミナーの様子

皆のもの Sマークのお店だから安心なのじゃ!

Sマークのある  
建物 建物 クリーニング  
めん類飲食 一般飲食  
のお店は、3つの(S)

S 安全 Safety  
S 安心 standard  
S 清潔 sanitation  
を約束します。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは Sマークのお店です。

主催：公団財団法人全国生活衛生営業指導センター・岐阜県生活衛生営業指導センター 後援：厚生労働省

## 全国生活衛生営業指導センターからのお知らせ

全国生活衛生営業指導センターでは、今般、生衛業関係者の皆様へ「新型コロナウイルス支援ポータルサイト」を開設されましたのでお知らせします。

飲食店、理容店、美容店、クリーニング店、旅館ホテル、興行、銭湯、食肉・食鳥肉・氷雪販売店のみならずへ

### 新型コロナウイルス支援ポータルサイトを開設しました

どういう助成金・補助金があるの？  
もらう・かりる等使える支援制度をご紹介します

感染を拡げないためには何をしたらいいの？  
お店・事業所における感染防止対策をご紹介します

どこに相談したらいいの？  
そんなお困りの際の各担当窓口をご紹介します

せいえい支援ポータルサイト

<https://www.seiei-shien.jp/>

公団財団法人 全国生活衛生営業指導センター

## お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか？

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権の手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問合せください。



### 著作権使用料の例

- カラオケ (客席面積33㎡まで)  
月額 3,500円
- BGM (店舗面積500㎡まで)  
年額 6,000円

※別途消費税相当額が加算されます

JASRAC®

一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部  
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-30  
名古屋三井ビル本館13F  
Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594

## 税務相談のご案内

当指導センターでは、生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費税等に関する相談も行います。今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、完全予約制です。希望される方は、ご予約ください。

○開催時間:午後1時～午後4時 ○相談員:各地区の担当税理士

### 税務相談日程表

地区	相談日(令和3年)	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月15日(月)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会 岐阜北支部	058-263-2273	岡本 実穂
岐阜南	2月15日(月)	岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階 名古屋税理士会 岐阜南支部	058-274-0658	山口 賢治
大垣	2月12日(金)	大垣市西長町1 大垣税理士会館内 名古屋税理士会 大垣支部	0584-74-6668	鈴木智登志
関	2月16日(火)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会 関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月16日(火)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会 多治見支部	0572-25-4444	浅野 政志
中津川	2月26日(金)	中津川市かやの木町3-6 八百健ビル3階 今井正義税理士事務所	0573-65-5054	今井 泰斗
高山	2月22日(月)	高山市江名子町521番地8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

## 税務署からのお知らせ

### 確定申告

ご自宅からのe-Taxが  
「新しい生活様式」です  
お早めにご準備を



(令和2年分の確定申告を予定されている方へ)

- ・申告は、「より安心・安全」な自宅からのe-Taxを是非ご利用ください。
- ・e-Taxは、マイナンバーカードを準備していただくか、最寄りの税務署でID・パスワードを発行することで利用できます。
- ・詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。

確定申告の方法をYouTubeで紹介!  
「動画で見る確定申告」は  
こちらからご覧ください。 →





## 岐阜労働局からのお知らせ

### 岐阜県最低賃金が改正されました

1円 UP

# 時間額 852円

改正発効日 令和2年10月1日

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- 最低賃金に関する特設サイト  
<https://pc.saiteichingin.info/>



- お問い合わせ  
岐阜労働局賃金室 (058-245-8104)  
または所轄の労働基準監督署まで

### エイジフレンドリー ガイドラインが制定されました!!

厚生労働省は、高齢労働者の労働災害防止のため、令和2年3月16日に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称:エイジフレンドリーガイドライン)を制定、発出しました。

詳しくは、厚生労働省のホームページにてご確認ください。



子の看護休暇・介護休暇が  
時間単位で取得できるようになります!  
(施行は令和3年1月1日です)



### <外国人を雇用する事業主の皆さまへ> ～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

- ①外国人労働者を雇入れ・離職の際は、**ハローワークへの届出が義務**づけられています。
- ②労働保護法令及び外国人を雇用する事業主が遵守すべき雇用管理について定められた指針に基づき、**適正な雇用管理を行う必要**があります。

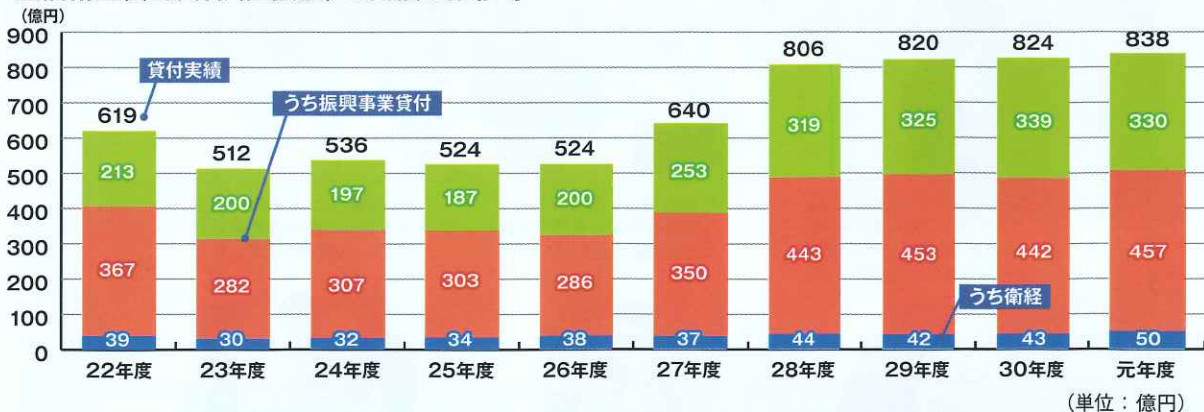
※詳しくは、こちら→



## 日本政策金融公庫からのお知らせ

JFC 日本政策金融公庫  
国民生活事業

### 生活衛生資金貸付(直接扱)の実績の推移等



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
衛経	39	30	32	34	38	37	44	42	43	50
振興事業貸付	367	282	307	303	286	350	443	453	442	457
一般貸付	213	200	197	187	200	253	319	325	339	330
生活衛生貸付	619	512	536	524	524	640	806	820	824	838

(注)振興事業貸付は、振興事業に係る資金証明書が添付されたもの(振興事業貸付、生活衛生セーフティネット貸付等)の合計

### 元年度 生活衛生貸付(直接扱)業種別貸付実績

(単位: 件、億円、%)

業種	件数	構成比	金額	構成比
飲食店営業	8,718	61.5	471	56.2
美容業	3,239	22.9	178	21.3
理容業	1,073	7.6	41	5
旅館業	719	5.1	117	14

業種	件数	構成比	金額	構成比
クリーニング業	305	2.2	18	2.2
その他	115	0.8	10	1.3
合計	14,169	100.0	838	100.0

## 生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

## 生衛法と生活衛生営業について

○「生衛法」とは、生活衛生営業の振興・発展を支援するとともに消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。

○各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。

○生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

※「生衛法」：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年法律第164号）の略称

# 生活衛生同業組合は、 お客様を守る営業者の自主的な活動団体です

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業 (都道府県によっては、組合設立のない業種もあります。)

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています

**衛生水準の  
向上**

**利用者利益  
の擁護**

**業界全体の  
振興発展**

地域の高齢者にどのようにサービスを提供していくかなど、将来ビジョンを考え、各種取り組みを行っています。

地域の暮らしを守るため、生衛法の将来の後継者を育成する活動を続けています。

インターンシップの実施

組合を窓口とした日本政策金融公庫の低金利・長期返済の融資により経営の安定を支援しています。

融資相談

組合のネットワークで行政の最新情報を迅速にお知らせします。

衛生管理講習会や技術講習会、各種セミナーを開催しています。

〇〇セミナー

行政と災害時の協定を結び、地域の非常事態を支援する活動を行っています。

災害支援

生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全・安心で豊かな国民生活の実現をめざしています。営業者お一人おひとりの加入があなたの地域を支えます

## 生活衛生同業組合への加入について

- 「生活衛生同業組合」とは、法律（生衛法）に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。
- 岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	北川 彰一
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	山岡 利安
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	黒田 優
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮭商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

生衛組合は、組合員一人ひとりと力を合わせて、  
新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため活動しています

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供
- ・ 感染拡大の影響に伴う特別貸付の指導・助言
- ・ 新しい生活様式を踏まえた経営スタイルの指導・助言
- ・ 感染拡大予防ガイドラインの実践の指導・助言
- ・ 国・都道府県に対する新型コロナウイルス感染症に関する緊急  
救済対策および事態収束後の復興等に向けた要望活動の実施

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支援が必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

がんばろう  
生活衛生業！

## 組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

### 参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円  
●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

## 組合加入者限定融資

### 振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～7億2,000万円以内  
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内（うち据置2年以内）  
運転：7年以内（うち据置2年以内）
- 利率（年利） 設備：0.30%～  
運転：0.81%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は  
県生活衛生営業指導センターまで

### 生活衛生改善貸付

**無担保・無保証**で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）  
運転：7年以内（うち据置1年以内）
- 利率（年利） 設備資金、運転資金ともに1.21%  
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は  
県生活衛生営業指導センターまで

## 組合未加入者向け融資

### 一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ  
(500万を超える場合、県の推せん書が必要)
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内（うち据置1年以内）
- 利率（年利） 設備：1.11%～  
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

### 融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター（TEL：058-216-3670）
- 各生活衛生同業組合（P.11の名簿参照）
- 日本政策金融公庫 岐阜支店（TEL：058-263-2136） 多治見支店（TEL：0572-22-6341）



(注) ●利率は、令和2年11月2日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。  
●借入限度額は、業種によって異なります。  
●新型コロナウイルス関連の融資については、日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

公益財団法人 **岐阜県生活衛生営業指導センター**

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F  
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。